



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



先月の大震災、ご親戚やお知合いの方などご無事でしたでしょうか？ 被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。
 阪神大震災を経験しながら、時間が経つことで私自身、身の回りの備えがいい加減になっています。改めて見直さないといけないと思います。



気になるお金の相場
 ~業務上傷病の見舞金~

病気やけがで会社を欠勤した社員に対し傷病手当金を支給する会社は、回答企業の83.9%を占めています。そのうち87.7%は1回の傷病につき1回のみのお金支給。
 (日本実業 2009年調査 集計企業数 223社)

(単位：円)

勤続年数	一律定額支給	1回のみ支給		欠勤日数に応じ複数回	
		最低支給額	最高支給額	初回	2回目以降
最高額	100,000	50,000	100,000	30,000	50,000
最低額	3,000	1,000	2,000	2,000	2,000
最多回答額	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000
平均額	15,583	13,119	25,696	9,696	12,000

お知らせ 4/29(金)~5/5(木)までお休みさせていただきます。

★これで完璧！ 4月の事務



☆協会けんぽの保険料が変わりました☆

全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率が引き上がりました。都道府県ごとの一般保険料率については、全国平均で、9.34%から9.50%へ、介護保険料（全国一律）も1.50%から1.51%です。都道府県ごとの保険料率は下記のとおりです。

滋賀県9.48% 京都府9.50% 大阪府9.56% 兵庫県9.52%
奈良県9.52% 和歌山県9.51%
介護保険料（全国一律）1.51%

4月納付分（3月分保険料）から変更になりますので、4月支払いの給与でご変更ください（当月控除の場合は3月給与から）。

☆昇給等に伴う残業単価等の変更☆

昇給等に伴い、時間単価・残業単価や諸手当の計算基礎が変わってきます。給与計算までに整備しておきましょう。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

3月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、4月11日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

3月分の社会保険料・児童手当拠出金を 5月2日までに納付。

☆2月決算法人の確定申告と納税☆

2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 4月中の決算応答日までです。

★保険料ご確認



労災保険料率、雇用保険料率について

今年度は、労災保険料率および雇用保険料率に変更はありません。

雇用保険料率

	被保険者	事業主	合計
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

給与計算と年齢の関係

毎月の給与計算や賞与の計算には、年齢が密接に関係しています。この1年間の変更者を今の時期にリストアップしておけば、該当月に慌てずに作業できます。また、社会保険料は所得税の年末調整のように後で調整する場がありません。毎月の正確な計算が求められるのです。なお、健康・介護・厚生年金保険料は、「翌月」に支払う給与から控除するのが原則です。

●40歳＝介護保険料の徴収開始

「40歳になった月（＝誕生日の前日の属する月）」分から徴収が始まります。

例 4月10日誕生日＝誕生日前日は4月9日→4月分（5月給与）から徴収開始

【注意！】4月1日誕生日＝誕生日前日は3月31日→3月分（4月給与）から徴収開始

●64歳＝雇用保険料の徴収免除

「4月1日時点で満64歳であれば4月分」から雇用保険料は徴収しません（免除されます）。年の途中に64歳になっても3月分までは徴収します。

例 昭和22年4月1日以前生まれ＝4月分の給与以降雇用保険料を徴収しない

●65歳＝介護保険料の徴収終了

●70歳＝厚生年金保険料の徴収終了

●75歳＝健康保険料の徴収終了

「65・70・75歳になった月（＝誕生日の前日の属する月）」分以降、徴収しません。

例 4月10日誕生日＝誕生日前日は4月9日→4月分（5月給与）から徴収しない

4月1日誕生日＝誕生日前日は3月31日→3月分（4月給与）から徴収しない

【ご参考】

●健康保険・厚生年金の加入時

「加入した月」分からかかります（原則は翌月の給与で徴収）。

●健康保険・厚生年金の脱退時＝退職日の翌日が「資格喪失日」となります。

「資格喪失月の前月」分までかかります。

例 3月25日退職＝資格喪失日は3月26日→2月分（3月給与）まで徴収

3月31日退職＝資格喪失日は4月1日→3月分（4月給与）まで徴収

＊＊雇用保険料は、「加入した日～脱退した日」に対応する給与に対してかかります。

＊いきいきした会社づくりをお手伝い＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

